

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関(手術により精子の採取を行う医療機関)における情報提供事項(必須回答)

令和3年3月1日 現在

医療機関名： 静岡済生会総合病院 泌尿器科

住所： 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号

区分	内容		回答
配置人員 (※1)	泌尿器科専門医		1.0名
	うち、生殖医療専門医		0.0名
	看護師		2.0名
	コーディネーター		0.0名
	カウンセラー		0.0名
治療内容 (※2)	治療の種類	年間実施件数(2020年)	費用
	精巣内精子回収術	14件	400,000円
実施事項	医療安全管理体制		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	はい
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	はい
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施している	はい
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	はい
	⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	はい
		倫理委員会を設置している ※委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる	はい
		公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している	はい
		不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上としている	はい
		里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している	はい

毎年3月1日時点の状況について記載すること。

ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の1年間のを記載すること。

(※1)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(別紙1-2)の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- ・コーディネーターおよびカウンセラーについては、泌尿器科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。

(※2)

- ・精巣内精子回収術は、Simple TESEをさす。費用については、手術にかかる標準的な費用を記載すること。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における情報提供事項(任意回答)

令和3年3月1日 現在

医療機関名： 静岡済生会総合病院 泌尿器科

住所： 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号

来院患者情報

当院において、データの揃っている直近の1年間(2018年1月から2018年12月まで)に精巣内精子採取術を行った患者数(実数)は以下の通りである。

区分	人数
20歳未満	0名
20歳以上30歳未満	3名
30歳以上40歳未満	12名
40歳以上50歳未満	2名
50歳以上	1名

合計： 18名

治療指針について

※ 施設における統一された治療指針がある場合は記載